

# 令和4年7月1日から固定型最低制限価格の算定方法について一部改正します

## 固定型最低制限価格の対象工事について

対象工事は市が算出した設計金額（税抜き）1,000万円未満の建設工事とします。

## 固定型最低制限価格の算定方法について

設計金額における各費目の額から下記の算定方法を用いて算出される額を合計した金額（1,000円未満切捨て）とします。ただし、その額が設定範囲の下限額に満たない場合はその下限額を、上限額を超える場合はその上限額を最低制限価格とします。

現行（R3.4.1～）

### 【算定方法】

- ①直接工事費の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の90%
- ④一般管理費の55% の合計額

### 【設定範囲】

下限額：予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1,000円未満切上げ）  
上限額：予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）



改正後（R4.7.1～）

### 【算定方法】

- ①直接工事費の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の90%
- ④一般管理費の**68%** の合計額

### 【設定範囲】

下限額：予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1,000円未満切上げ）  
上限額：予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）

※令和4年7月1日以降に公告及び指名通知を行う建設工事から適用